

令和3年分所得税の確定申告に向けた e-Taxによる申告等の周知について（協力依頼）

《お願い事項》

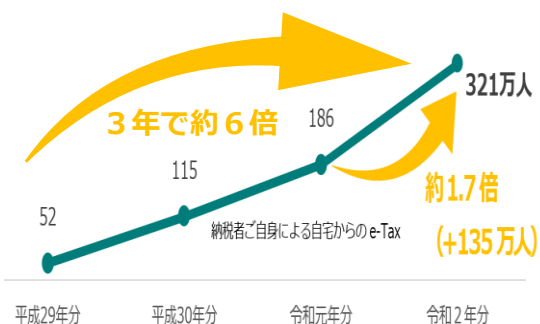
- | | |
|-------------------------------------|------|
| 1. 従業員への自宅からのe-Taxの周知について | ・・・1 |
| 2. マイナンバーカードの取得促進・健康保険証としての利用登録について | ・・・1 |
| 3. 年末調整手続の電子化の導入について | ・・・2 |
| 4. キャッシュレス納付の推進について | ・・・3 |
| 5. 税務手続のオンライン（e-Tax）利用の推進について | ・・・4 |

税務署に行かずにできる「確定申告」に向けて ～従業員への自宅からのe-Taxの周知のお願い～

- ・国税庁では、マイナポータル連携の拡大やスマホのカメラ機能による自動入力など「税務署に行かずにできる『確定申告』」の環境整備に向けてe-Taxの利便性向上に取り組んでおります。
- ・従業員の方々が医療費控除の適用等のため確定申告される際、税務署の会場に赴かず、自宅からe-Taxで申告等を行っていただければ、職場内の感染リスクの軽減にも資すると考えております。
- ・各企業の従業員に対し、ご自宅からのe-Taxの呼びかけにご協力をお願いします。
併せてマイナンバーカードの取得促進・健康保険証としての利用登録についても呼びかけをお願いします。

確定申告は自宅からのe-Taxがスタンダードに

《自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の数の推移》



既に**80%**以上の方が、**確定申告会場に会場せず**に確定申告しています。

＼スマホが便利！／ 申告は国税庁ホームページから

確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告！

書き方や
計算が分からない・・・

自動計算

入力がめんどう・・・

自動入力

会社が休めない・・・
人混みを避けたい・・・

自宅から

パソコンやスマホをお持ちの方は
作成コーナーで申告してください！！

令和4年1月からは・・・



スマホ申告の対象範囲が増えます ▶



給与の源泉徴収票を
スマホで撮影・自動入力 ▶



パソコンとスマホでe-Tax!
マイナンバーカードをスマホで読み取り ▶

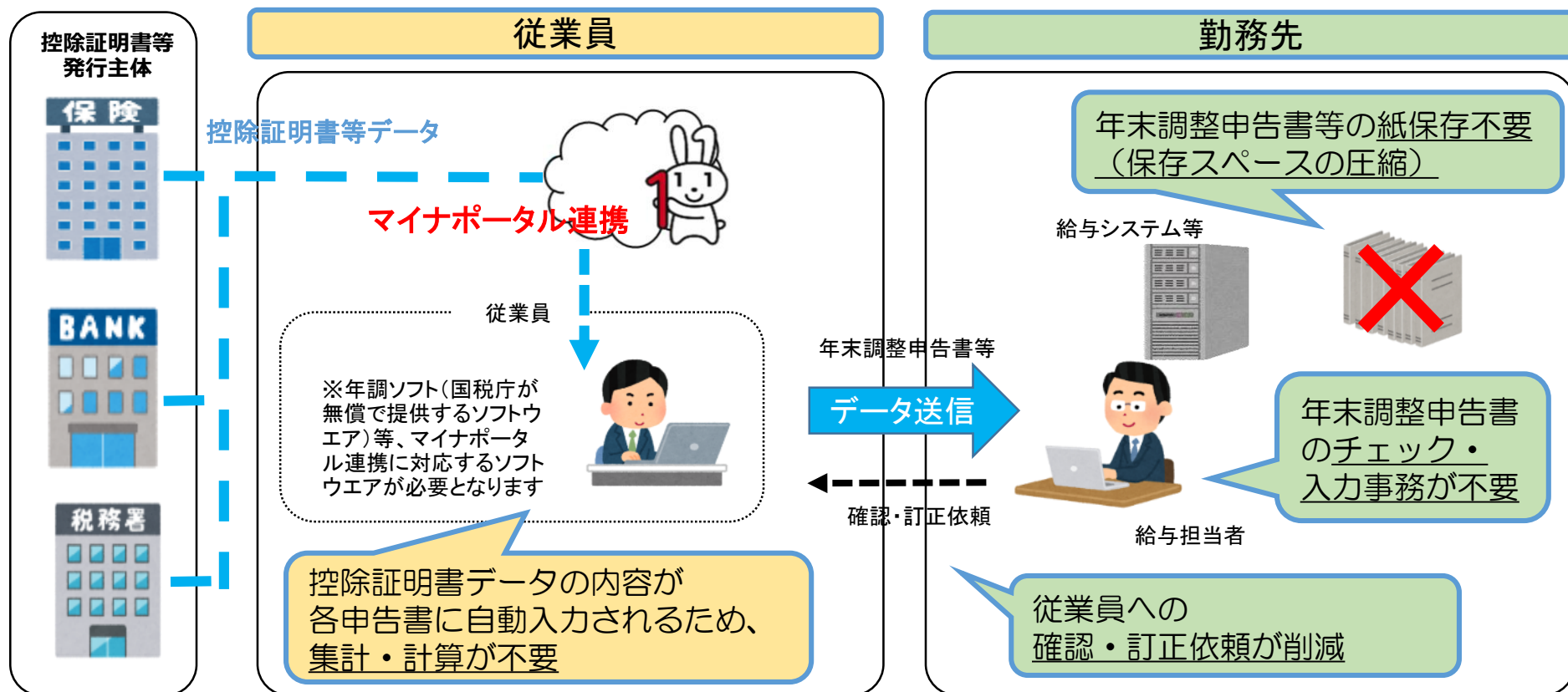


マイナポータルからデータ取得
(自動入力・自動計算) ▶

今後、自動入力対象を
さらに拡大予定！

年末調整はデータを活用してペーパーレスに！！

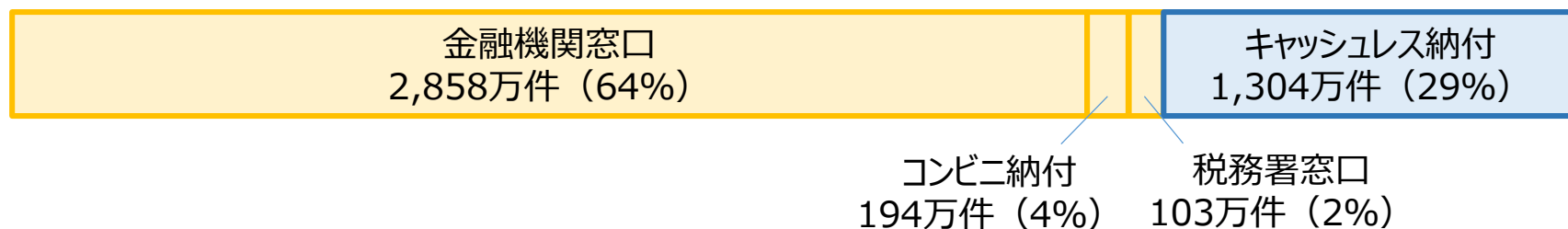
- ・ 国税庁では、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担を軽減するため、年末調整手続の電子化を推進しています。
- ・ 年末調整手続が電子化されることで、従業員は控除対象保険料額等の集計や計算が、勤務先においては従業員から提出された申告書の控除額の検算や給与システム等への入力作業が不要となります。
- ・ また、控除証明書のデータの取得に当たっては、事前に手続きをしておくことで、マイナポータルから一括で取得することも可能です。
- ・ マイナポータル連携に対応する保険会社等も拡大するなど、今後、さらに利便性は向上しますので各企業に対し、**年末調整手続の電子化の導入の呼びかけにご協力をお願いします。**



非対面の納付手段であるキャッシュレス納付をご利用ください

国税庁では、納税者の利便性の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減する観点から、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度とすることを目指しております。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、非対面の納付手段であるキャッシュレス納付をご利用いただくようお願いします。

○ 国税の納付件数（手段別内訳：令和2年（2020）年度実績）



* 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、①ダイレクト納付、②振替納税、③インターネットバンキング等の電子納税、④クレジットカード納付の合計を指します。

（ダイレクト納付）

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落としにより納付する方法です。



⇒ e-Taxで申告されている方、源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）など頻りに納付手続をされている方におススメです。

（振替納税）

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落としにより納付する方法です。



⇒ 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方におススメです。

積極的なe-Tax利用のお願い

- ◆ 国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところです。
- ◆ **手続いただく皆様の利便にもつながるものであり、傘下の会員やその従業員の皆様が、積極的にe-Taxをご利用していただくよう、ご協力をお願いします。**



国税庁においては、本年10月に、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、年間10万件以上の手続（以下の28手続）について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定しました。

| 手続 | 令和2年度 利用率 | 令和5年度末 目標 | 手続 | 令和2年度 利用率 | 令和5年度末 目標 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------------------------|--------------|--------------|
| 法人税申告 | 86.7% | 90.0% | 青色事業専従者給与に関する届出（個人） | 39.7% | — |
| 消費税申告(法人) | 85.7% | 90.0% | 所得税の青色申告の取りやめ | 22.2% | — |
| 所得税申告 | 55.2% | 65.0% | 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出 | 31.4% | — |
| 消費税申告(個人) | 67.8% | 75.0% | 消費税課税事業者届出 | 50.1% | — |
| 相続税申告 | 14.4% | 40.0% | 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出 | 58.0% | — |
| 贈与税申告 | 55.2% | — | 給与所得の源泉徴収票(同合計表) | 66.7% | — |
| 印紙税申告(書式表示) | 60.5% | — | 給与支払事務所の開設・移転・廃止の届出 | 19.7% | — |
| 内国普通法人等の設立の届出 | 49.7% | — | 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請 | 61.4% | — |
| 青色申告書の承認の申請(法人) | 54.2% | — | 納税管理人の届出 | 11.1% | — |
| 異動事項に関する届出(納税地等の異動)(法人) | 80.6% | — | 更正の請求 | 28.2% | — |
| 異動事項に関する届出(事業年度等の変更)(法人) | 80.6% | — | 酒類の販売数量等の報告 | 13.3% | — |
| 事前確定届出給与に関する届出(法人) | 79.2% | — | 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告 | 13.0% | — |
| 個人事業の開業届出・廃業等届出 | 17.6% | — | 国税納付手続 ※ | 29.3% | 40.0% |
| 所得税の青色申告承認申請 | 29.0% | — | 納税証明書の交付請求 | 10.9% | 20.0% |

※ 国税納付手続のオンライン利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標は令和7年度末のもの。